

奈良市認知症高齢者等 AI 相談事業業務委託公募型プロポーザル募集要項

1 業務の名称

奈良市認知症高齢者等 AI 相談事業

2 事業の目的

認知症等に関する不安や悩みを抱える当事者及び家族が、時間や場所を問わず匿名で気軽に相談できる環境を整備し、相談への心理的ハードルを低減することで早期支援につなげるとともに、家族介護者の心理的・実務的負担の軽減を図ることを目的とする。

3 業務の概要

別紙仕様書のとおり、認知症等に係る相談に関し、早期に支援ニーズを有する者を支援へつなげられるよう、傾聴・共感に重点を置いた生成 AI を活用したチャットシステム（以下、「本システム」という。）を導入するとともに、運用の保守を行う。

4 契約期間及び業務履行期間

契約締結日から令和 10 年 7 月 31 日まで

ただし、相談の開始は令和 8 年 10 月頃を想定とし、それまでの期間は準備期間とする。

なお、準備が整い円滑な実施が可能と判断される場合は、市と協議のうえ、開始時期を前倒しできるものとする。あらかじめ前倒しを想定した計画がある場合は、本要項「1 3 企画説明書（1）ウ」に定める作業スケジュールにおいて具体的な計画を提示すること。

5 委託料

本業務の契約期間全体の委託料上限額は、金 15,840,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。本事業における各年度の委託料の上限額は、以下のとおりとする。

令和 8 年度：5,280,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 9 年度：7,920,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 10 年度：2,640,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本業務は債務負担行為による契約であり、各年度の予算成立を条件とする。

6 委託者選定方法

企画提案書公募によるプロポーザル方式とする。

7 日程

	内容	日程
1	公募開始日	令和8年6月4日(木)
2	参加表明書等提出締切日	令和8年6月22日(月) (午後5時必着)
3	参加資格確認結果通知日	申込があり次第、審査後に随時通知
4	企画提案書等提出締切日	令和8年7月3日(金)
5	プレゼンテーション実施日	令和8年7月13日(月) (予定)
6	審査結果通知日	令和8年7月下旬(予定)

*質問、参加表明は、令和8年6月4日(木)から提出可能とする。

8 参加資格

次に挙げる要件を全て満たしている事業者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 提出日において、奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 奈良市税(奈良市外の事業者の場合は国税)を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号にあげる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びに、それらの利益となる活動を行う者でないこと。なお、奈良市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書(平成25年4月1日発行)に基づき、所轄警察署長に照会する場合がある。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (7) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与、又は、一般社団法人日本品質保証機構のISO27001(ISMS)の認証を受けている(同等のセキュリティ対策を講じている)こと。

9 公募の方法

- (1) 公募は、奈良市ホームページに記載することにより行う。
- (2) 掲載期間 令和8年6月4日(木)から令和8年7月3日(金)まで

10 参加表明

参加を希望する者は、次により必要書類を提出すること。

(1) 提出書類（各1部）

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 商業登記履歴事項全部事項証明書（写し）（発行後3か月以内のもの）

ウ 誓約書（様式第2号）

エ 事業者概要書（様式第3号）

オ 業務実績調書（様式第4号）

カ 一般社団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与、又は、一般社団法人日本品質保証機構の ISO27001 の認証を受けている（同等のセキュリティ対策を講じている）ことが証明できるもの

キ <奈良市物品購入等入札参加資格者でない場合>

納税証明書（写し）（発行後3か月以内のもの）

・ 奈良市内の事業者：奈良市市民税課で証明

（奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む）

直近2年分の法人市民税の納税証明書

・ 奈良市外の事業者：国税納税地を管轄する税務署で証明

納税証明書（その3又はその3の3）

(2) 提出期限

令和8年6月22日（月）（午後5時必着）

(3) 提出方法

電子メール

※パスワード処理を施し、原則 zip 形式の圧縮フォルダで「19 問い合わせ及び書類 提出先」記載のメールアドレス宛に提出。なお、メールタイトルは「奈良市認知症高齢者等 AI 相談事業業務委託公募型プロポーザル参加表明【事業者名】」とすること。

※ データ容量が大きい場合、データを分割して複数メールにて送付すること。またメール添付の他、安全性の確認されたファイル共有サービス等の利用も可能とする。ただし、奈良市のセキュリティ上、利用できないファイル共有サービス（Google ドライブ）等があるので注意すること。

※ メール送付後、到着確認を電話で行うこと。

11 参加資格の確認及び結果通知

上記「10 参加表明」により提出を受けた書類に基づき参加資格の確認審査を行い、参加申込した者に対し、参加決定の可否を随時通知する。

1.2 募集要項等への質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年6月4日（木）から令和8年6月11日（木）正午まで

(2) 質問書の様式

質問書（様式第5号）により質問をすること。

(3) 提出方法

電子メール

※メールタイトルは「奈良市認知症高齢者等 AI 相談事業業務委託公募型プロポーザルに関する質問【事業者名】」とすること。

※電話及び来所による質問には応じない。

(4) 質問に対する回答

令和8年6月15日（月）までに、質問書に記載されたメールアドレスに電子メールで回答する。なお、寄せられた全ての質問及び回答については、本プロポーザルへの参加表明した全ての事業者に対し通知する他、奈良市ホームページ上にて公表する。

1.3 企画提案書の提出

参加決定可の通知を受けた者は、下記内容により企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（全体版及び概要版。様式は任意とする。）

イ 業務の実施体制調書

ウ 作業スケジュール（企画提案書に掲載可能。ただし、ページに含む。）

エ 見積書（様式第6号）

※金額は、契約期間全体の総額について、消費税及び地方消費税を除いた額と、消費税及び地方消費税を含んだ額をそれぞれ記載すること。また、積算根拠の具体的な内容を明らかにすること。

(2) 提出形式及び部数

データ（文字認識が可能な PDF 形式等）・・・1式

書類・・・前項ア、イ、ウについては6部、エについては1部

(3) 提出期限

令和8年7月3日（金）

※ 期限までに提出がなかった場合は、参加を辞退したものとみなす。

(4) 提出方法

データは電子メール、書類は郵送とする。郵送については、上記提出期限の消印有効。

※電子メールでの送付に際しては、パスワード処理を施し、原則 zip 形式の圧縮フォルダで「1.9 問い合わせ及び書類提出先」記載のメールアドレス宛に提出。

なお、メールタイトルは「奈良市認知症高齢者等 AI 相談事業業務委託企画提案書等【事業者名】」とすること。

※データ容量が大きい場合、データを分割して複数メールにて送付すること。またメール添付の他、安全性の確認されたファイル共有サービス等の利用も可能とする。ただし、奈良市のセキュリティ上、利用できないファイル共有サービス（Google ドライブ）等があるので注意すること。

※メール送付後、到着確認を電話で行うこと。

(5) 企画提案書の書式

企画提案書は全体版と、全体版を分かりやすくまとめた概要版をそれぞれ提出すること。

ア 用紙サイズ

A4 版縦向き、横書き。ただし、図表等については必要に応じて A3 版横向きでも可能とする。

イ 文字サイズ、最大文字数

11 ポイント以上、1 ページあたりの最大文字数 1368 文字以内。文字フォントは指定しないが、読みやすさを考慮すること。

ウ 使用する言語及び通貨

日本語、日本円。

エ ページ数

(ア) 全体版は 30 ページ以内（表紙、目次はページ数に含めない）、概要版は 2 ページ以内とする（※「A4 両面 1 枚 = 2 ページ」と数える）。

(イ) 別途補足資料（カタログやパンフレット等）がある場合は、企画提案書とは別（ページ数に含めない）に提出を認める。ただし、その内容については審査対象とならない。

オ 表紙及び提案者の判別

(ア) タイトル「奈良市認知症高齢者等 AI 相談事業業務委託企画提案書」とし、提出日を記載すること。

(イ) 事業者の住所、称号又は名称、代表者職氏名、担当者連絡先を記載すること。

カ その他

特に提案したい内容や強みだと考える箇所については、下線や太字などで強調し分かりやすくすること。

(6) 企画提案書の内容

次の事項を前提として、創意工夫のある提案を求めるものとする。

項目	内容として最低限盛り込むもの
実施体制等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施体制図及び人員 ・業務管理責任者及び相談責任者の役割、経歴、専門分野、実績 ・業務フロー図、実施スケジュール、手順
生成 AI を活用した相談支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な相談への対応方法 ・リスク検知の方法 ・重大なリスクがある場合の対応方法
ユーザビリティに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者や市担当職員を想定した利便性、操作性、デザイン
生成 AI の回答品質の確保に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・生成 AI の回答品質の確保に関する方法
セキュリティ・コンプライアンスに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護や著作権の侵害防止への対策 ・インシデント発生時の対応方法
本提案において独自性のあるところ	

1.4 事業者の選定

認知症相談を行う専門職等により構成する「奈良市認知症高齢者等 AI 相談事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という）が、評価基準により事業者を選定する。

(1) プレゼンテーション等

ア 実施日時及び場所

令和 8 年 7 月 13 日（月）（予定） 奈良市役所

（詳細については、別途参加承認通知書にて通知する。）

イ 時間

1 事業者につき 30 分程度

（プレゼンテーション 15 分以内、質疑応答 15 分程度）

ウ 説明資料

プレゼンテーションは、提出した審査資料等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコンによる説明は許可する。この場合、パソコン及びその他機器等は事業者側で持参すること。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略によるページ数の変更及び構成の変更は妨げない。

エ 出席人数

1 事業者につき3名までとする。

ただし、業務管理責任者及び相談責任者は必ず出席とする。

オ 遅刻又は欠席した場合

参加申請を辞退したものとみなす。

(2) 選定方法等

ア 企画提案内容の各項目について内容を審査し、審査委員会の委員による採点により最高合計点数を獲得した提案者を第1位として選定する。

イ 最低基準を合計点数の6割以上とし、最低基準に満たないものについては対象外とする。

ウ 最高合計点数を獲得した提案者が2者以上ある場合（同点の場合）は、審査委員会の審議により決定する。

エ 参加事業者が1者のときは、イの最低基準を満たした場合、契約候補者とする。

1 5 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書を提出した全ての事業者に速やかに通知する。また、第1位、第2位に選定された事業者については、その旨を付して通知する。

1 6 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 前記「8 参加資格」の要件を満たさなくなった者。

(2) 提出書類に虚偽の記載があった者。

(3) 審査の公平性を害する行為があった者。

1 7 契約に関する事項

(1) 契約の締結

第1位に選定された事業者と本市が協議し、企画提案書による内容を基本として業務の委託に係る仕様を確認したうえで、契約を締結する。なお、第1位に認定された事業者と交渉の結果、合意に至らなかった場合は、第2位に選定された事業者と交渉を行うものとする。

(2) 契約保証金

奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第23条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付することとする。ただし、同規則第23条第2項各号のいずれかに該当する場合は、全額又は一部を免除する。

1 8 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 同一事業者から複数の企画提案書の提出は認めない。
- (3) 企画提案書提出期間終了後の修正又は変更は一切認めない。
- (4) 提出された書類の返却は行わない。
- (5) 提出書類の著作権は参加表明者に帰属するが、本市が、本件の選定の公表等に必要場合には、本市は提出書類の著作権を無償で使用できることとする。
- (6) 企画提案書は、事業者選定に伴う作業等に必要な場合において、複製を作成することがある。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、奈良市情報公開条例に基づき提出書類を開示する場合がある。
- (8) 委託業務の一部又は全部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (9) 支援対象者への金銭の授受は認めない。

19 問い合わせ及び書類提出先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 福祉部福祉政策課

電話（直通） 0742-34-5196

メールアドレス fukushiseisaku@city.nara.lg.jp